別紙３（第５の１関係）

経営改善資金計画書の審査の考え方

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 融 資 審 査 の 視 点 | 具 体 的 な 着 眼 点 ・ 判 断 基 準 | 備　　考 |
| １　これまでの経営状況はどうなっているのか。 | ○　経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等）はどの程度か○　経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか（家族経営の場合、家計も含めて分析）○　既貸付金の償還は確実に行われているか○　経営上の問題点は何か | 必要に応じ農業事務所・市町村等に意見聴取する。（近代化資金の場合は必須） |
| ２　経営改善のための計画は適切であり、実行可能か。 | ○　経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成できるか（技術レベルの判断にあたっては研修実績を考慮する場合には、研修機関が公的機関か民間機関であるかで判断するのではなく、計画を実行するための基本的な技術や知識を身に付けているかどうかを判断するものとする）　※○　計画の内容が過大投資になっていないか | 同上 |
| ３　収益はどうなるか。融資返済は可能か。 | ○　収益見通しの算出基礎となっている単収単価等は無理のないものか○　償還見通しはあるか（既貸付金がある場合には、それを含めて償還可能性を判断）○　農業共済や収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動しても償還可能となるよう検討されているか | 同上 |

※　農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の実行可能性に疑問がある場合には、１年間、農業事務所等の指導を受けて、１年後に再度判断するものとする。ただし、借入希望者が認定新規就農者である場合は、普及指導センター等の指導を受けて再度判断を行うものとする。